

条 例

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例を廃止する条例

国の機関等に対する本人確認情報の提供に係る手数料に関する条例（平成十四年埼玉県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。